

令和4年11月1日

所 属	秘書室
所属長	竹原 努
電 話	06-6489-6008

尼崎市長の任期について

現在、12月12日からとなっている尼崎市長の任期を10日前倒しし、12月2日からとするため、現市長の稲村和美は、令和4年12月11日の任期満了を待たず、令和4年12月1日に退職します。

市長選挙終了後に議長に辞職願を提出し、11月市議会臨時会で同意（議決）をいただく予定です。

1 尼崎市長の現在の任期に伴う課題

新市長就任直後に開かれる市議会の12月定例会は、新市長がこれから市政を運営していくにあたっての所信を述べ、これに対する質疑応答が行われる重要な議会となるにもかかわらず、現状では新市長の任期が12月12日からであるため、例年に比べて議会日程が厳しくなり、審議に十分な時間を取ることが難しい点が課題となっています。

(1) 市長提出議案の議会への説明が定例会開会の直前となる

地方自治法の定めにより定例会開会の7日前に市長が定例会の招集を告示し、その際に提案予定議案の説明を行うことが通例であるところ、稲村就任時には、白井前市長が招集告示のみ行い、議案の説明は、議案提案者となる稲村の就任を待って開会直前に行うこととなりました。

新市長の任期を前倒しすることにより、定例会開会の7日前に行う招集告示を新市長が行うとともに、市長提出議案を合わせて説明することができるようになります。

(2) 新市長が所信を表明してから代表質問を行うまでの間の時間が確保できない

12月定例会初日の本会議で新市長が所信表明演説を行います。これまでは日程の都合上、所信表明の翌日に代表質問を行わざるをえませんでした。そのため議員は、新市長の所信を聞いてから質問を作る時間が十分に確保できず、また、新市長も、代表質問に対する答弁を作成する時間を確保できていませんでした。

新市長の任期を前倒しすることにより、所信表明と代表質問の間に余裕を持たせる議会日程とすることが可能になります。

2 市議会の同意（議決）

今般の任期満了前の退職は、稲村の一身上の理由によるものではなく、市長の任期を変更し、もって12月定例会の議論をより充実したものにしようとするものであることから、市議会の同意（議決）をいただいたうえで行うこととします。

具体的には、地方自治法の定めにより市長の退職に議会の同意（議決）が必要となる期間（退職日の20日前まで）であることと、念のため市長選挙に影響を及ぼすことがないようにすることの2点から、市長選挙終了後に議長に辞職届を提出し、11月臨時会で同意（議決）をいただきます。

(参考) 市長の就任日を12月2日とする理由

今年度に限らず、国の人事院勧告に伴う条例改正のため11月臨時会を行う必要のある場合が少なくないので、さらなる前倒しは行いません。また、新市長の就任日を12月1日とすることも検討しましたが、新旧市長に対する期末手当の支給総額が増額となってしまうため、採用しませんでした。

12月10日に支払う期末手当は、国の取扱いに準拠し、12月1日現在在職する者及び同日前1か月以内に退職した者を支給対象者とし、6月2日から12月1日までの全期間在職しなかった者には、全期間在職した場合の支給額に当該期間内における在職期間に応じた割合を乗じて得た額を支給します。

新市長が12月1日に就任する場合、11月30日に退職する現市長には全期間在職した場合の支給額の100分の80、12月1日に就任する新市長には100分の30を支払うため、2人合わせた支給額は、全期間在職した場合の支給額の100分の110となり、市長1人に対する支給額より多くの額(約27万円)を支払うこととなります。

また、新市長は、12月1日の1日だけの在職となりますが、100分の30を支払うこととなります。

このような状況は好ましくないため、新市長の就任日を12月2日とすることで、このような状況を回避することとしたものです。

なお、現市長の退職手当の支給額は、11月30日に退職する場合も、12月1日に退職する場合も、変わりません。

以上